

## 伊予市公告第16号

### 公募型プロポーザルの公告

伊予市個人番号利用事務系ネットワークサーバーサービス提供業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

伊予市長 武智邦典

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

伊予市個人番号利用事務系ネットワークサーバーサービス提供業務(以下「業務」という。)

##### (2) 業務内容

別紙「伊予市個人番号利用事務系ネットワークサーバーサービス提供業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

プロポーザルの結果最有力候補者となった者の企画提案内容について市と協議・交渉を行い、詳細な仕様書を調製し契約に臨むものとする。

##### (3) 契約期間

###### ① 個人番号利用事務系ネットワークサーバーサービス

契約締結の日から令和11年12月31日まで

構築期間 令和6年12月31日まで

運用期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

###### ② Microsoft365 調達

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

##### (4) 事業規模(上限額)

###### ① 個人番号利用事務系ネットワークサーバーサービス

210,410,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの60回均等払いの総額

ただし、契約後、本市と協議の上必要と認められた場合、初年度に限り応札額の10%(予定)を上限として部分払いを認める。

###### ② Microsoft365 調達

年額4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2年目以降は、ライセンスの種類や数について最適なものを検討する。

## 2 応募者の参加資格

次の条件のいずれにも該当する法人又は複数法人の共同体(以下「コンソーシアム」と言う。)での参加であり、本要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

### (1) 1つの法人が単独(以下、「単独事業者」と言う。)で参加する場合の要件

- ① 法人格を有する者であること。
- ② 四国管内の自治体において、過去5年間のうち、同様又は類似の業務提供・保守実績を有している者であること。
- ③ 当市庁舎まで2時間以内に駆けつけることができるサポート拠点を有すること。
- ④ ISO/IEC27001 又はプライバシーマークを取得していること。
- ⑤ 伊予市競争入札参加資格者登録名簿において、登録業者であること。
- ⑥ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を完納していること。

### (2) 複数の法人がコンソーシアムで参加する場合の要件

- ① コンソーシアムを構成する事業者(以下「構成事業者」と言う。)のうち1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続き(契約の締結、費用の請求及び受領を含む)は代表事業者が行うこと。契約は一括で行うものとし、構成事業者それぞれとの間での契約締結は行わない。
- ② 全ての業務において代表事業者が統一した窓口として責任を持って対応を行うこと。
- ③ 代表事業者が当市庁舎まで2時間以内に駆けつけることができるサポート拠点を有すること。
- ④ 構成事業者の全てが四国管内の自治体において、過去5年間のうち、同様又は類似の業務提供・保守実績を有している者であること。
- ⑤ 構成事業者の全てが ISO/IEC27001 又はプライバシーマークを取得していること。
- ⑥ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加する事は出来ない。
- ⑦ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することは出来ない。
- ⑧ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- ⑨ 構成事業者の全てが伊予市競争入札参加資格者名簿の登録業者であること
- ⑩ 構成事業者の全てが国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を完納していること。

### (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 公募開始から契約までに至る期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)に基づく指名停止又は指名回避の期間中でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て

又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- ④ 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1項から第3号までの規定に該当していない者であること。

### 3 評価基準の概要

区分	評価項目
企画 提案	提案内容の理解度
	提案内容の的確性
	業務の継続性
	要件の充実度
	業務の将来性
	保守充実度
業務遂行 能力	業務実績(法人)
	実施体制
	運用保守支援
コスト	提案見積
	適正価格

### 4 手続き等の日程

実施要領等の公開	令和6年4月19日(金)
質問書の受付	令和6年4月19日(金)～4月26日(金)
質問への回答	令和6年5月2日(木)予定
提出書類受付期間	令和6年4月19日(金)～5月14日(火)
プレゼンテーション 及び審査委員会開催	令和6年5月22日(水)予定
入札及び契約	令和6年6月上旬

### 5 契約方法

伊予市と優先交渉権者は仕様等詳細協議(事業内容、経費、期間、契約等について再度調整。提案時の見積金額の増額は認めない。)を行い、業務の仕様を決定する。当該協議に基づき最終的な仕様書を作成し入札により契約締結を実施する。

### 6 お問い合わせ

担当部署 企画振興部企画政策課(デジタル化推進担当)

電話番号 089-909-6364

メールアドレス [kikakuseisaku@city.iyo.lg.jp](mailto:kikakuseisaku@city.iyo.lg.jp)